

芦屋市条例第 2 4 号

芦屋市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市議会個人情報の保護に関する条例（令和 5 年芦屋市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、芦屋市情報公開条例（平成 1 4 年芦屋市条例第 1 5 号）第 2 条第 2 号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 (略) 1 0 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平	(定義) 第 2 条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、芦屋市情報公開条例（平成 1 4 年芦屋市条例第 1 5 号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第 2 条第 2 号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 (略) 1 0 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平

改正後			改正前		
成 2 5 年法律第 2 7 号) <u>第 2 条第 9 項</u> に規定する特定個人情報 をいう。 1 1 ～ 1 3 (略) (利用及び提供の制限) 第 1 2 条 (略) 2 ～ 4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号ま での規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適 用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同 表の右欄に掲げる字句とする。			成 2 5 年法律第 2 7 号。 <u>以下「番号法」という。</u>) <u>第 2 条第 8 項</u> に規定する特定個人情報をいう。 1 1 ～ 1 3 (略) (利用及び提供の制限) 第 1 2 条 (略) 2 ～ 4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで <u>及び第 2 9 条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲 げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げ る字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第 1 2 条第 1 項	(略)		第 1 2 条第 1 項	(略)	
第 1 2 条第 2 項	(略)		第 1 2 条第 2 項	(略)	
第 1 2 条第 2 項第 1 号	(略)		第 1 2 条第 2 項第 1 号	(略)	
第 3 8 条第 1 項第 1 号	又は第 1 2 条第 1 項及び 第 2 項の規定に違反して 利用されているとき	第 1 2 条第 5 項の規定に より読み替えて適用する 同条第 1 項及び第 2 項 (第 1 号に係る部分に限 る。)の規定に違反して 利用されているとき、 <u>行 政手続における特定の個 人を識別するための番号 の利用等に関する法律</u> (以下「番号法」とい う。) <u>第 2 0 条</u> の規定に 違反して収集され、若し	第 3 8 条第 1 項第 1 号	又は第 1 2 条第 1 項及び 第 2 項の規定に違反して 利用されているとき	第 1 2 条第 5 項の規定に より読み替えて適用する 同条第 1 項及び第 2 項 (第 1 号に係る部分に限 る。)の規定に違反して 利用されているとき、 <u>番 号法第 2 0 条</u> の規定に違 反して収集され、若しく は保管されているとき、 又は番号法第 2 9 条の規 定に違反して作成された 特定個人情報ファイル

改正後			改正前		
		くは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	(略)		第38条第1項第2号	(略)	
（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第3項において「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。ただし、個人が特定される場合はこの限りでない。 (1)～(9) (略) 2 (略) (1) (略) ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの イ～カ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対			（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>以下「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。ただし、個人が特定される場合はこの限りでない。 (1)～(9) (略) 2 (略) (1) (略) ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの イ～カ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対		

改正後	改正前
し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第27条 （略） 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) （略） 3 （略） （訂正請求権） 第31条 （略） 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 3 （略） （訂正請求の手続） 第32条 （略） 2 （略）	し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第27条 （略） 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) （略） 3 （略） （訂正請求権） 第31条 （略） 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。 3 （略） （訂正請求の手続） 第32条 （略） 2 （略）

改正後	改正前
3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止請求権） 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) （略） 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 （略） （利用停止請求の手續） 第39条 （略） 2 （略） 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大	3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止請求権） 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下<u>この章において</u>「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) （略） 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 （略） （利用停止請求の手續） 第39条 （略） 2 （略） 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大

改正後	改正前
量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第４８条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に<u>資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第４章</u>（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第４８条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。